

京都西山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

2026年4月1日制定

短期大学における研究活動は、社会からの信頼と負託によって支えられている。研究者である教員は、公的研究費を使用するにあたり、この信頼と負託を損なうことなく、学術研究の公正性を担保しなければならない。京都西山短期大学(以下「本学」という。)は、「京都西山短期大学公的研究費運営及び管理規程」に基づき、「公的研究費の使用に関する行動規範」を次のとおり定める。本学の教職員等、公的研究費の管理及び運営に関わる者(以下、「構成員」という。)は、これを誠実に実行する。

1. 構成員は、公的研究費が本学の管理する公的資金であることを認識し、適正に使用すること。
2. 構成員は、公的研究費の使用に際して、関係法令や本学が定める規程及び使用ルール等を遵守すること。
3. 公的研究費の配分を受ける教員は、研究計画に基づき、公的研究費を遅滞なく、かつ適正に執行すること。
4. 公的研究費の事務を担当する職員等は、公的研究費の事務処理を適正に行うこと。
5. 構成員は、相互に連携し、公的研究費等の不正・不適正使用防止対策の基本方針と防止計画に基づき公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めること。
6. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修会に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めること。
7. 構成員は、公的研究費の使用にあたり、特定の取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことがないように行動すること。

以上